

社会福祉におけるケアワーカー（介護職員）の専門性と 資格制度について（意見）

—日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告—

昭和62年 2月25日

本研究連絡委員会では、1985年および86年度におよぶ2か年にわたり、高齢化社会の進展にともなう社会福祉の従事者に関する研究、およびその教育のあり方について検討を重ねてきた。その中でもとくに後期高齢者のケアに関する研究が、いまだわが国において不十分である現状を考え、寮母、ホームヘルパーからの数度にわたる聞き取りを参考にし、検討を深めてきた。ここにその成果の要旨を報告し、現在、厚生省において寮母、ホームヘルパーなどケアワーカーに関する専門性、さらに資格制度について検討がなされていることに対して、とくに、考慮すべき点を述べたいと考える。

1 ケアワーカーの専門性について

従来、わが国の社会福祉において、老人ホームなどの寮母職、また、家庭奉仕員、家事援助者などのホームヘルパーに類する職種の雇用については、その専門性を認めないで、それぞれの施設、機関における自由裁量にまかせていた傾向がある。その中でも、たとえば東京都のように家事援助者の新任訓練を2週間、東京都社会福祉協議会に委託するなどの努力をおこなってきた自治体もあるが、ホームヘルプ制度の意味を十分に理解していない市町村も少なくない。その状況は、イギリス、西ドイツ、スウェーデンなどすでに高齢化の進んでいる国々に比して、量、質ともにきわめて不十分である。

しかし、高齢時、とくに終末に近い時期にいかなるケアをうけて、人生を全うするかということは、ケアをうける側の立場にたって考える時、みずからの

長い人生に対する想いを左右するくらい、きわめて重要な意味をもつ。非人間的なケアをうけるかそうでないかによって、安らかに終末期を送ってこの世を去ることができるかどうかが決まるといってもよいのである。

それだけに、ケアワーカーには、生命の尊厳、高齢時における生活の意味についての深い認識と、ケアワーカーとしての責任感と倫理感をともなう専門性が要求されることはいうまでもない。また、ケアワーカーの専門性は従来、家事労働の延長であるかのように思われ、非専門的な領域としてとらえられがちであったが、現在の高度技術社会において、家事労働自体も急激に変化しており、科学化、社会化の傾向が強まりつつある。その面での専門性も家政学の基盤の上に摸索され、樹立の過程にある。さらに、ケアワーカーの場合には、日頃、なじみの深い家族に対する家事労働ではなく、それぞれの生活歴を背負った、個別性の強い高齢時の人々に対する援助であり、それぞれの生活習慣や感覚になじんだものを創意工夫することが必要である。それだけでなく、その人の状況によって一人一人の自立を促し、リハビリテーション的性格をその中にはらんだ介助でなければならない。

さらに、援助を行っている時に、事態に応じて全面的に介護を行わなければならないことも少なくない。加えて、自立度の弱い高齢者の場合に、医師、看護婦などとチームを組み、高齢者の日常をもっともよく知る者として、必要な援助とともに積極的な発言を望まれる場合もある。それらのことから考えると、ケアワーカーの専門性はまず、社会福祉に働く者としての倫理性や、みずからの役割認識、さらに社会福祉制度への理解を前提として、現在の家政学などの成果を十分組み入れた家事援助、個々の高齢者の自立度や病状など個別の事態に対応できるような介護、さらに医療関係者とチームワークを組めるだけの教養を必要とするものである。しかも、それらが一人一人の個別性に応じて統合化され、総合的に活用されるという点がもっとも問われる力量であり、その意

味においてそれはいわば専門分化した専門性ではなく、諸科学を応用、総合するなかで、直接、生命と生活にかかわる専門性として、位置づけられねばならない性格のものである。

2 資格制度について

本研究連絡委員会が、ホームヘルパーと寮母職の体験から数度にわたる聞き取りをし、検討、参考にしたところによると、少なくとも一応のことがわかって介助がまかされるのは、指導員などの指導のもとに1年以上の経験を要し、さらにそれが一人一人の個別性を把握して、明確にその人自体にあうケアを創造できるのは3年以上の期間がいるとのことであった。

このような点から考えると、ホームヘルパーと寮母職は、高校卒業後採用前にスーパーバイザーのもとで最低6か月の実習を含んだ2年の研修期間が必要であり、さらに、採用後も研修を重ねていく必要があると考えた。そして、2年の採用前の訓練を受けた者に対しては、「介護士」などの資格を認定し、さらに通算5年以上経験して特別な研修を受けた者に対しては、たとえば「主任介護士」などの資格を付与する。また、それぞれの名称、職務にふさわしい待遇を確立することが必要である。その際、まず採用前に研修すべき内容として次の4点に関するかなり高度の知識と実技が必要である。

- ① 社会福祉の倫理性および制度、さらに方法
- ② 援助に必要な家政学的知識と食、衣、住生活援助のための家事実技
- ③ 摂食、排泄、衣服の着脱、入浴など介護に関する理解と援助技術
- ④ 保健・医療に関する理解

そして、それらが個々の実情に応じて有効に統合化され、その援助技術が体得されるよう、専門のスーパービジョンをともなう実習が不可欠である。

採用後研修については、1年毎に体験の中から得た課題に関して、より新し

い情報を提供し、技術を高度化するための機会をセミナー方式で提供する。ことに、ケアワーカーとしての経験5年以上の者には地域福祉、スーパービジョンなどに関する相当期間の教育を行い、主任介護士の資格を与える。

なお、介護士、主任介護士の資格は大学等で社会福祉系の科目を履修して卒業した者にも与える途を開くべきである。具体的には、すでに社会福祉系科目として履修した介護関連科目と、その他必要なものを追加履修することにより、最終的に資格を与えるものとする。

3 おわりに

後期高齢者のケアをするワーカーの専門性と資格制度を確立することは、従来、野ばなしにされていたこの種の職務の内容を高め、国民が安心して老後を送ることができるようになるために、きわめて重要な意味を持つことはいうまでもない。しかし、それと同時にケアワーカー自体が十分にその力量を発揮して一人一人の高齢者に対する対応を深めることができるようにするためには、いわば、地域、施設における福祉サービスのコーディネーターとしてのソーシャルワーカーの存在が不可欠である。そこで、地域におけるソーシャルワーカーの専門性を高め、また老人ホームなどの園長の資格制を確立すること、さらに病院におけるメディカル・ソーシャルワーカーの資格制、必置制をきめることが必要である。なお、主任介護士とソーシャルワーカーは一定の条件を付して、相互に互換する途を開くことを考慮する必要がある。

さらに、医療チームとの連携が肝要であることから、医学その他においてこの種の職務の重要性を啓発することが不可欠といえよう。したがって、医学教育、看護教育において社会福祉教育を充実し、その内容の中にとくに寮母、ホームヘルパーなど、ケアワーカーの役割、機能に関する知識の賦与を具体的に盛り込むことが肝要である。